

◎ 生徒心得（校則）について

1. 生徒心得と高校生活

本校の教育目標は、授業によって学力を伸ばすことではありません。「誠実」「勇気」「奉仕」の校訓からもわかるように、すべての生徒が、自分の能力や個性を伸ばし、社会に出たときに自信と誇りを持って生きていける人になってくれることを目指しています。この目標を達成するために、学校は、人間関係を大切にし、お互い刺激しあい、高めあえるような環境でなくてはなりません。

つまり、学校が「規律ある民主的な場」である必要があるわけです。

校則がなく、生徒一人一人が、自分だけの利益や得を考えてわがままな行動をしていたら学校は秩序を失い、人間関係が壊れ、教育目標を達成できません。そこで、本校では、守って欲しい規則として生徒心得（校則）を定めています。

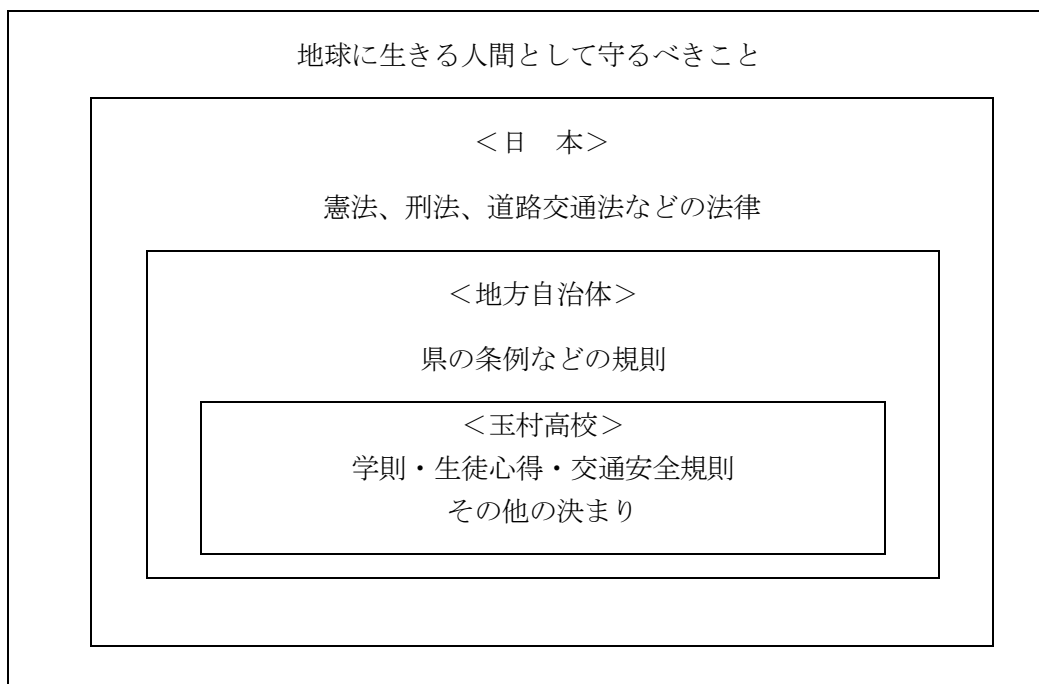
規律や規則は「守らされている」「束縛されている」と思いがちですが、じつは、あなた自身と、縁あってこの学校で出会った生徒全員のために絶対に必要なものなのです。ぜひ、自ら「守る」気持ちを育て、自律的な学校生活を送ってください。

今、社会には簡単に手に入る遊びや楽しみがあふれています。「生徒心得」には、これらにおぼれることなく、学校生活の中で教科の学習や生徒会活動、部活動などに取り組み、努力によって困難を乗り越えたときにのみ味わうことのできる本物の喜びや感動を体験して欲しいという気持ちがこめられています。一つの感動が新たな行動を生み、そうした活動の中で健全な「人格」ができていくのです。「人格の発達」は心身の変化や発達が著しい高校生にとって最も重要な課題なのです。

ぜひ有意義な高校生活を送ってください。

2. 玉村高校生が守るべき規則の概要

大人社会へ出る直前の高校生として、法律や条例等の社会の規則はもちろん、本校の「学則」「生徒心得」「交通安全規則」等を良く理解し、自ら積極的に遵守してください。また、例えばゴミの分別や上履きの使用区分など、その他の集団生活のマナーに関する決まりも守って、全員が気持ちよく学校生活を送れるように協力してください。



生徒心得

この心得は「本校教育方針」に基づき、本校の生徒の日常守るべき生活規範を具体的に示したものである。

第1章 登校・下校

1. 登校時刻は8時40分までとする。また、指示された下校時刻を守ること。
2. 身だしなみや礼儀を正しくし、責任ある言動を心掛けること。
3. 交通法規を守り、交通安全に徹すること。
4. 生徒間および職員、来校者への挨拶を励行すること。
5. 立ち寄った先で、品位を汚さぬこと。
6. 自転車通学は届を提出すること。
7. オートバイ、自動車等の使用はしないこと。
8. 欠席、遅刻、早退、忌引、欠課は必ず届を担任に提出し、承認を得ること。（引き続き7日以上の病欠欠席をする場合は、医師の診断書を添えること）。
9. 欠席、遅刻等の連絡は、原則8時30分までに保護者が行うこと。

第2章 校内生活

1. 学習は自主的かつ積極的に参加すること。
2. 部活動には、可能な限り参加すること。
3. 良き友人を求めると共に、良き友人となるよう努めること。
4. 整理整頓を心掛け、清潔を保つこと。
5. 履物は上下の区別を明確にすること。
6. 清掃は分担区を責任をもって行い、終了後は担当職員に報告すること。
7. 職員用玄関からの出入りをしないこと。
8. 平常、授業等で使用する場合を除き、教室その他の施設及び校具を使用する時は、担当職員の許可を得ること。
9. 日直は戸締り、火気に注意し、安全を確認すること。
10. 掲示、印刷物の配布、集会の開催は事前に生徒指導部に届け出て、許可を得ること。
11. 必要以上の金銭を所持しないこと。
12. 生徒間の金銭の貸借、および物品の売買をしないこと。
13. 外出する場合は職員の許可を得ること。
14. 学業に必要なものは学校生活に持ち込まないこと。
15. スマートフォン等については、学校で定めた使用規定をよく確認し、不正使用等がないように注意すること。
16. ゲーム機等学校生活に必要なものは持ち込まないこと。

第3章 服装

服装は質素で清潔であるよう心掛け、また端正であること。

1. 以下に指定する本校の制服を正しく着用すること。
Aタイプ 学生服上下・ワイシャツ・（ニットセーター・ニットベスト）
Bタイプ① ブレザー・スカート・ブラウス・（ニットセーター・ニットベスト）・紺ハイソックス
Bタイプ② ブレザー・スラックス・ブラウス・（ニットセーター・ニットベスト）
夏季（6月1日～9月30日）は、夏服登校とする。
6月の梅雨寒時は、夏服の上にニットセーターを着用した登校を認める。
冬季（10月1日～5月31日）は、冬服登校とする。
衣替え前後2週間程度を、移行期間とする。

2. 防寒着は色・型とも華美・奇抜なものを避け、登下校時のみに着用する。校舎での着用は禁止する。また、女子のタイツ着用は10月1日～3月31日までとする（黒・紺の無地）。
3. 髪型は自然で端正なものとし、ワックス、スプレー等を使用しないこと。パーマ、染色、脱毛やツブブロック、モヒカン、極端な刈り上げ等の髪型も禁止とする。また、アイロンやドライヤーの使いすぎによる変色にも注意すること。
4. 靴の色は原則として黒とするが、運動靴も認める。かかとをつぶさず正しく履くこと。下駄・草履・サンダル等は使用しないこと。
5. アクセサリー・化粧・マニキュア・香水等は使用しないこと。
6. その他の詳細は、生徒指導部の規定に準ずるものとする。

第4章 家庭生活

1. 家庭学習を励行すること。
2. 家族の一員として進んで自己の役割を果たし、より良き家庭をつくるよう努力すること。
3. 夜間の外出および外泊は望ましくない。やむを得ぬ場合は保護者の承認を得ること（午後10時から午前4時までの外出は、群馬県青少年健全育成条例により警察補導の対象になります）。
4. 旅行、登山、キャンプ等は保護者の承認を得て、担任に申し出て、所定の届出を行うこと。
5. アルバイトは届け出制とする。ただし、1年生は高校生活に慣れるため、1学期の間は禁止とする。（担任に相談し、届け出を行えば夏休みから実施しても良い）定期試験1週間前から終了までは禁止期間とする。

第5章 その他

1. 事故あるいは法律に違反した行為があった場合、直ちに担任または生徒指導部に申し出て、その指示を受けること。
2. 法規・校則・生徒心得に反した行為があった場合、必要な指導が行われる。

交通安全規則について

歩行者および車両使用者は常に交通諸法規を守り、自分の安全と同時に他人に迷惑をかけることのないよう心がけること。交通事故の際は、速やかに担任に報告するとともに事故報告書を提出すること。

1. 自転車通学について
 - (1) 自転車通学を希望する者は、「自転車通学届・交通事故防止宣言」を入学式の受付へ提出すること。
 - (2) 自転車通学者は、校名が入ったステッカーを自転車後部の見やすい所へ必ず貼付すること。
 - (3) 自転車の利用については、以下の事項を厳守すること。
 - ① 二人乗りや並列走行はしないこと。
 - ② 片手運転やその他、危険な乗り方はしないこと。
 - ③ ブレーキ・ライト等の整備点検を確実に行うこと。
 - ④ 不正改造をしないこと。
 - ⑤ 雨天時には、必ずカッパを着用し、傘差し運転は厳禁とする（カッパの指定無し、中学校で使用したものも可）。
 - ⑥ 校内では所定の場所に置き、盗難防止上必ず施錠し他の場所に放置しないこと。
 - ⑦ 登校後は下校まで原則として使わないこと。
 - ⑧ 運転中にスマートフォンや音楽プレーヤー等を使用しないこと。
 - ⑨ 自転車に乗るときは、正しくヘルメットを着用すること。
2. 運転免許の取得について
 - (1) 免許取得を希望する者は、必ず事前に担任に相談すること。
 - (2) 二輪車免許取得及び利用基準のとおりとする。
 - (3) 四輪普通免許取得及び利用基準のとおりとする。